

入札説明書

石津出島流送線下水管布設工事（７－１）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和７年１１月４日

2 入札に付する事項

- | | |
|--|--|
| (1) 調達案件番号 | 5071000311 |
| (2) 公表番号 | 50710400359 |
| (3) 案件名称 | 石津出島流送線下水管布設工事（７－１） |
| (4) 業種 | 土木工事 |
| (5) 工事場所 | 堺市西区石津西町ほか |
| (6) 工期 | 令和１２年３月１８日まで |
| (7) 工事概要 | 区間距離 L = 2, 118.45m
シールド工 φ1, 350mm l = 2, 108.084m
FRPM管工 φ1, 000mm l = 2, 108.573m
立坑工 一式
地盤改良工 一式
マンホール工 一式
仮設工 一式
既設杭撤去工 一式
附帯工 一式 |
| (8) 工事担当課 | 堺市上下水道局下水道管路部下水道建設課 |
| (9) 設計業務の受託者 | オリジナル設計株式会社 |
| (10) 施工形態 | 特定建設工事共同企業体 |
| (11) 落札方式 | 総合評価 |
| (12) 前金払等の有無 | 前金払 有（債務負担行為に係る契約の前金払の特則（※）を適用する。なお、中間前金払は適用しない。）
（※）本市上下水道局における工事請負契約書約款第40条（後記11参照） |
| (13) 部分払の有無 | 有（債務負担行為に係る契約の部分払の特則（※）を適用する。）
（※）本市上下水道局における工事請負契約書約款第41条（後記11参照）
令和7年度 0回以内 令和8年度 2回以内
令和9年度 4回以内 令和10年度 4回以内
令和11年度 5回以内 |
| (14) 部分払に係る
支払限度額の割合 | 令和7年度 0% 令和8年度 10%
令和9年度 20% 令和10年度 20%
令和11年度 50%
（予算の都合等で変更することがある。） |
| (15) 建設工事保険等の要否 | 要 |
| (16) 契約不適合責任期間 | 2年間 |
| (17) 本工事については、総合評価落札方式の適用工事であるため、入札公告（入札説明書）内の「総合評価落札方式（WTO簡易型）における技術評価に関する事項」を十分確認の上、入札参加申請を行うこと。 | |
| (18) 本工事については、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第19条の2第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定する。 | |
| (19) 低入札価格調査の方法においては、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領（平成20年制定。以下「低入要領」という。）第6項第5号により、数値的失格基準を採用しないものとする。
なお、詳細については堺市上下水道局ホームページ「（令和7年11月4日公表）石津出島流送線下水 | |

管布設工事（７－１）」に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書＜数値的失格基準を採用しない案件（郵便入札）の場合＞」を参照すること。

堺市上下水道局ホームページ「(令和7年11月4日公表) 石津出島流送線下水管布設工事（７－１）」
https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/jougesuikiyaku_top/4323.html

- (20) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (21) 本工事の入札は、郵便により後記4（2）に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）及び入札書等を送付する方式とし、予定価格、調査基準価格並びに有効な入札を行った全ての者の技術評価点、入札金額及び評価値は、落札決定後に前記（19）に掲載の堺市上下水道局ホームページにおいて公表する。

3 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は以下の要件全てに該当する者であること。

(1) 共同企業体の構成要件

- ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。
- イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は3社又は4社とする。
- ウ 共同企業体の構成員の組合せは、後記（2）及び（3）の代表構成員の入札参加資格を満たす者と、後記（2）及び（4）の他の構成員の入札参加資格を満たす者との組合せとする。
- エ 3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上とする。
ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。
- オ 本工事に入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行った共同企業体の構成員を変更することはできない。

(2) 代表構成員、他の構成員共通の入札参加資格

- ア 令和6～令和8年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格（以下「本市入札参加資格」という。）又は令和8年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者であること。
なお、本市入札参加資格若しくは令和8年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者又は本市入札参加資格若しくは令和8年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者で土木工事を希望業種にしていないものは、令和7年11月18日（火）午後5時までに後記5の入札参加資格登録の申請を行わなければならない。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び契約規則第3条の規定に該当していないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと（大阪府の区域以外の区域又は建設業法別表第1の上欄に掲げる土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）以外の工事に係るものを受けている者を除く。）。
- オ 堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避を受けていないこと。
- カ 堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外を含む。以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

- キ 本工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有していない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていない者であること。
 - ク 本工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されていない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けていない者であること。
 - ケ 代表権を有する役員が、本工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
 - コ 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員も含む。以下「グループ企業」という。）が本工事に入札を行っていないこと。
 該当者が本工事の入札参加申請をした場合は、該当者の全てが入札参加資格を有しないことになるので、十分に確認した上で入札参加資格申請を行うこと。なお、グループ企業に該当するかどうかの基準についての詳細は、後記25を参照すること。
 - サ 本工事を含め同一月に公告された本市（上下水道局を含む。）発注案件に複数申請及び入札をする場合は、自社の配置可能な現場代理人、技術者及び後記24（1）ウに規定する補助技術者（入札公告に定める要件を全て満たすものに限る。）（以下「技術者等」という。）が従事できる範囲において行うこと。
 - シ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。
- (3) 代表構成員の入札参加資格
- ア 土木一式工事について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。
 - イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審通知書」という。）について、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。
 - (ア) 土木一式工事について建設業法第27条の29に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）を受けていること。
 - (イ) 後記4（4）に規定する申請締切日現在において有効な経審通知書を有しており、かつ、当該経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が下表1に示す点数であること。
 - (ウ) 土木一式工事について、本契約締結時においても有効な経審を受けていること。
 - ウ 申請締切日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が、事後審査書類により確認できる者を現場代理人として本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。ただし、後記24（5）アに規定する要件を満たす場合に限り、他の工事と兼任することができる（技術者と兼任する場合を除く。）。なお、エに規定する技術者との兼任を認めるものとする。
 - エ 次の(ア)及び(イ)に該当する技術者を本工事の現場に監理技術者として常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。また、技術評価における評価項目のうち、「配置予定技術者の施工経験」において加算点が与えられた場合は、必ず当該技術者を監理技術者として配置すること。なお、ウに規定する現場代理人との兼任を認めるものとする。
 - (ア) 事後審査書類の提出日現在において、土木工事業に対応する監理技術者の資格を有する者
 - (イ) 申請締切日現在において、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が事後審査書類により確認できる者
 - オ 後記7（3）の認定の通知を受けた後、入札までの間にウ及びエの技術者等を配置できなくなった場合等は、本工事に係る入札を辞退すること。
- (4) 他の構成員の入札参加資格
- ア 土木一式工事について建設業法第3条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を契約先となる営業所において有する者であること。
 - イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経審通知書について、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。
 - (ア) 土木一式工事について経審を受けていること。
 - (イ) 申請締切日現在において有効な経審通知書を有しており、かつ、当該経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が下表1に示す点数であること。
 - (ウ) 土木一式工事について、本契約締結時においても有効な経審を受けていること。
 - ウ 次の(ア)及び(イ)に該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。ただし、後記24（4）アに規定する要件を満たす場合に限り、他の工事と兼任することができる。
 - (ア) 事後審査書類の提出日現在において、土木工事業に対応する監理技術者の資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者
 - (イ) 申請締切日現在において、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が事後審査書

類により確認できる者

- エ 後記7（3）の認定の通知を受けた後、入札までの間にウの技術者等を配置できなくなった場合等は、本工事に係る入札を辞退すること。

（表1）

経営事項審査要件（土木一式工事に係る総合評定値（P）の点数要件）				
代表構成員	J Vの構成員数	他の構成員		
		他の構成員1	他の構成員2	他の構成員3
1200点以上	3社の場合	700点以上	700点以上	—
	4社の場合	700点以上	700点以上	700点以上
1000点以上	3社の場合	900点以上	700点以上	—
1200点未満	4社の場合	900点以上	700点以上	700点以上

4 入札参加手続に関する事項

入札参加者は、本工事の申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

（1）入札参加資格審査の申請

申請書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

（2）申請書類

ア 入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（様式1）

イ 建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し（協定書は、協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等の記入が行われているものに限る。）

ウ 全構成員の経審通知書の写し（申請締切日現在において有効なもの）

エ 530円分の切手（入札参加資格の審査結果の通知用）

オ 組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、本市は事後審査を行う際に、本書類を後記19（1）エの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）

（3）提出先

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局総務部理財・会計課

（4）入札参加資格審査申請締切日

令和7年11月18日（火）（当日の消印有効）

（5）申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

（6）申請に要する費用は入札参加者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わないものとする。

（7）申請書類に虚偽の記載があれば、本工事の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

5 入札参加資格登録の申請に関する事項

本市入札参加資格又は令和8年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者以外で本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格登録の申請を行わなければならない。

なお、本市入札参加資格を有する者又は令和8年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、土木工事を希望業種にしていないものは、次のとおり業種追加の申請を行わなければならない。

（1）申請方法及び申請書類

堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成21年制定）において定める。なお、本市の入札参加資格登録を初めて行う者は、電子登録システム（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第6条に規定する情報処理システムをいう。）にて利用登録を行い、業者番号を取得する必要がある。

ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する者を除く。

ア 既に入札参加有資格者（物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払いに係る有資格者を含む。）である者

イ 過去に入札参加有資格者であった者

ウ 令和7年4月以降に臨時登録により入札参加有資格者となったことがある者

- エ 既に電子登録システムにて利用登録を行っている者
- (2) 提出先
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館8階 堺市財政局契約部契約課
- (3) 入札参加資格登録申請期間
令和7年11月18日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 申請書類の補正について

受付した申請書類に不足などがあつた場合には、説明又は補正を求めることがある。その際に示した期間内に説明又は補正が行われない場合は、入札参加資格を認めないもの(以下「不認定」という。)とする。

7 入札参加資格の事前審査及び審査結果の通知

- (1) 前記4の申請については、前記3に掲げる要件のうち、次の項目を申請書類に基づき審査(以下「事前審査」という。)するものとする。
 - ア 共同企業体(前記3(1))
 - イ 登録(前記3(2)ア)
 - ウ 入札参加停止等(前記3(2)オ)
 - エ 入札参加除外等(前記3(2)カ)
 - オ 建設業許可(前記3(3)ア及び前記3(4)ア)
 - カ 経審通知書(前記3(3)イ及び前記3(4)イ)
- (2) 審査基準日は申請締切日とする。
- (3) 事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認めた(以下「認定」という。)入札参加者には、令和7年12月4日(木)に、代表構成員に対して郵便により認定の通知を行う。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当した者は、不認定とする。
 - ア 事前審査の項目を満たさない者
 - イ 申請書類について虚偽の記載がある者
- (5) 不認定となった者には、その理由を付して令和7年12月4日(木)に、代表構成員に対して郵便により不認定の通知を行うものとする。
- (6) 不認定となった者は、不認定理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、令和7年12月11日(木)午後5時までに堺市上下水道局総務部理財・会計課へその旨を記載した書面を提出すること。
なお、不認定となった場合であっても、申請に要する費用の返却はしないものとする。
- (7) 審査基準日の翌日から入札公告に定める入札参加資格審査通知日までの間に前記3に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、不認定とする。
- (8) 上下水道事業管理者は、参加資格通知日から開札までの間において、認定を行った共同企業体の構成員のいずれかが入札参加資格を開札時点で満たさないことが明らかとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すことができるものとする。なお、その場合は、その旨の理由を付して郵便により通知を行うものとする。
- (9) 事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、本工事の入札を中止する。

8 設計図書等の配布について

(1) 設計図書等の配布等

ア 配布方法

本工事の設計図書等は、堺市上下水道局ホームページ「(令和7年11月4日公表)石津出島流送線下水管布設工事(7-1)」(URLは前記2(19)に掲載)からダウンロードすることができる。なお、設計図書等のうち図面については、縮小しているものがあるため、縮尺には十分に注意すること。

イ 費用及び目的外使用の禁止

設計図書等は無料とする。

なお、設計図書等は、本工事の入札の積算、見積り以外には使用しないこと。

- (2) 設計図書等に関する質疑がある場合は、令和7年11月26日(水)午前10時までに、次の質疑先に「設計図書等に関する質疑書(様式4)」を電子メールで送付すること。

(質疑先)

堺市上下水道局総務部理財・会計課

メールアドレス: rikai@city.sakai.lg.jp

- (3) (2)の質疑に対する回答は、認定の通知日に、堺市上下水道局ホームページ「(令和7年11月4日公表)石津出島流送線下水管布設工事(7-1)」(URLは前記2(19)に掲載)に掲載する。

- 9 入札に参加できない者
入札に参加できない者は、次のとおりとする。
(1) 事前審査の結果、不認定となった者
(2) 認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者
(3) 本工事の入札を行う場合において、簡易な施工計画の提出がない者又は当該資料に記載がない者若しくはその記載内容が不適切である者
- 10 入札保証金に関する事項
入札保証金は、契約規則第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。
- 11 契約条項等について
堺市上下水道局のホームページ「関係例規」「契約書・契約約款」において、閲覧することができる。
堺市上下水道局ホームページ「関係例規」
https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/joug-esuikieiyaku_top/kankeireiki.html
堺市上下水道局ホームページ「契約書・契約約款」
https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/joug-esuikieiyaku_top/keiyakukankeiyousiki/keiyakuyakkan.html
- 12 入札説明書等の配布方法等
(1) 配布方法
堺市上下水道局ホームページ「(令和7年11月4日公表) 石津出島流送線下水管布設工事(7-1)」
(URLは前記2(19)に掲載)からのダウンロード
(2) 費用
無償とする。
(3) 配布期間
令和7年11月4日(火)から令和8年1月8日(木)まで
- 13 入札方法等
(1) 入札方法
一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書等を送付すること。なお、入札に当たっては、認定の通知の送付時に同封する「郵便による入札の注意事項」等を参照すること。
(2) 入札回数
入札回数は、2回(再度入札を含む。)とする。
(3) 提出書類
ア 入札書
イ 工事費内訳書(電磁的記録(CD・DVD)又は紙により作成したもの)
(4) 提出期間
令和7年12月16日(火)から令和8年1月8日(木)午後5時まで
(期間内に(5)の提出先に必着のこと。)
(5) 提出先
〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市上下水道局総務部理財・会計課(堺市上下水道局本庁舎4階)
(6) 入札書に記載される金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額(以下「消費税等相当額」という。)を加えて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。
なお、落札者が免税事業者である場合は、落札決定から契約締結までの間にその旨を理財・会計課に口頭で申告するとともに、契約書を提出する際に免税事業者届出書を提出すること。
- 14 工事費内訳書の提出
(1) 入札金額に対応した工事費内訳書(種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。以下同じ。)を入札書と一緒に郵送すること。なお、工事費内訳書は電磁的記録(CD・DVD)又は紙により作成す

- ること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 工事費内訳書作成等に当たっては、堺市上下水道局ホームページ「(令和7年11月4日公表) 石津出島流送線下水管布設工事(7-1)」(URLは前記2(19)に掲載)に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書<数値的失格基準を採用しない案件(郵便入札)の場合>」を熟読すること。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について契約上の権利義務を生じさせるものではない。

15 入札の辞退等

- (1) 辞退届の提出
入札参加者は、認定の通知を受けた後、入札書提出前に限り、入札の辞退届を提出して入札を辞退することができる。なお、入札を辞退しようとするときは、認定の通知を受けた後、入札書提出期間中に、入札の辞退届を提出しなければならない。
- (2) 入札書提出後辞退の禁止
入札参加者は、入札書の本市到着以後は入札を辞退することができず、いかなる理由においても書換え、引換え又は撤回を認めない。
- (3) 不利益な取扱いの排除
本工事の入札を辞退した者に対しては、これを理由として、以後の入札参加等において不利益な取扱いをすることはしないものとする。
- (4) 入札書未到達の場合の取扱い
入札書提出期間を過ぎても入札書が提出先に到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

16 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、入札を無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠くとき、又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札をしたとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付しないとき、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (7) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札したとき。
- (8) 同一の入札について、2以上の代理人をした者が入札したとき。
- (9) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (10) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (11) 談合その他不正行為による入札を行ったと認められるとき、又は不正行為による入札が行われたおそれが非常に強いとき。
- (12) 入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。
- (13) 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。
- (14) 入札参加者と異なる者の名称等の記載がある工事費内訳書等を提出した者が入札したとき。
- (15) 再度入札を実施した場合において、再入札通知書で通知する入札最低金額を上回る価格で入札したとき
- (16) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

17 入札執行の中断等

前記7の(9)の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じたときは、入札の執行を中断、延期、中止又は取止め(以下「中断等」という。)する場合がある。

- (1) 天災地変等により交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 入札参加を認めなかった者について、入札参加を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと上下水道事業管理者が判断したとき。

18 開札等

- (1) 開札予定日時

令和8年1月22日（木） 午後2時00分

(2) 開札場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局研修室（堺市上下水道局本庁舎4階）

- (3) 開札時の立会いは、本工事の認定の通知を受けた者で行うこととし、開札場所への入室は1業者1名とする。ただし、共同企業体により入札に参加する場合は、共同企業体を構成する構成員1業者につき1名を限度とする。なお、本工事の認定の通知を受けた者のうち、開札に立ち会わない者がいるときは、本工事の入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

- (4) 立会いを希望する場合は、届け出た使用印鑑を持参すること。

ただし、代表者ではなく代理人が立会いを行う場合は、堺市上下水道事業管理者あての委任状（独自様式で可とする。）及び代理人の印鑑を持参すること。

(5) 落札候補者の決定方法

- ア 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がいない場合 16 に定める入札の無効に関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、次の 計算式により算出した評価値の高い順に落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同評価値 の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000,000$$

- イ 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合

次の a 又は b の別に応じ、それぞれ評価値を算出した上で評価値の高い者の順に落札候補者とする。この場合において、当該落札候補者となるべき評価値の高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。ただし、低入要領第6項第6号に掲げる基準を満たさない者は、落札候補者とはならない。また、落札候補者が調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者である場合については、低入要領に規定する調査（以下「低入調査」という。）を行うものとする。

- a 無効要件に該当しない者のうち、調査基準価格以上の価格で入札を行った者 アの計算式 により評価値を算出するものとする。

- b 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者 次の計算式により算出するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \{ \text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \} \times 10,000,000,000$$

(6) 低入調査に関する調査資料の提出

- ア 低入調査の対象者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（休日を除く。）の午後5時までに、工事担当課に低入要領に規定する調査資料を提出すること。ただし、当該調査資料に代わり理財・会計課へ当該調査の辞退を届け出た場合にあっては、その届出をもってその者の入札を無効とする。

- イ 低入調査の対象者は、調査資料の不足や内容の不備等がないよう、提出前に十分に確認することとし、工事担当課長は当該調査資料の不足や内容の不備等を提出時に確認しないこととする。

また、調査資料については、提出後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、工事担当課長の事情聴取等により、調査対象者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りではない。なお、当該教示は必ず行うものではなく、調査資料の不足や内容の不備等が認められる場合は教示を行わず、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者とししないものとする。

(7) 低入調査の対象者の価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準

建設工事に係る低入調査において、低入調査の対象者の価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準は、次のとおりとする。

- ア 調査資料に不備又は記入漏れがある場合及び調査資料に整合性がなく、調査を行うことができない場合

- イ 設計図書の仕様等に適合しない場合

- ウ 労務費の単価が地域別最低賃金を下回っていることが判明した場合

- エ 案件の内容を踏まえ、調査資料等における施工体制が適切でないと工事担当課長において認める場合

また、判断基準の詳細については、堺市上下水道局ホームページ「(令和7年1月4日公表) 石津出島流送線下水管布設工事(7-1)」(URLは前記2(19)に掲載)に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書(数値的失格基準を採用しない案件(郵便入札)の場合)」を確認すること。

(8) 低入調査に関する調査資料未提出の場合の取扱い

上下水道事業管理者は、落札候補者になったにもかかわらず、低入要領第6項第4号イに規定する詳細調査に必要な書類を本市が指定する期日までに提出しなかった者((6)アただし書の規定により低入調査の辞退を届け出た者を除く。)に対し、入札参加停止を講じることができるものとする。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

イ 再度入札を行う場合、再入札通知書を1回目の入札における開札後に発行するものとする。なお、再度入札における入札書提出期間及び開札予定日時は、原則として次のとおりとする。

(ア) 入札書提出期間

令和8年1月28日(水)から令和8年2月3日(火)まで(必着)

(イ) 開札予定日時

令和8年2月9日(月) 午後2時00分

ウ 再度入札の回数は、1回とする。

エ 再度入札の際、工事費内訳書等は再度入札の開札日時以後で上下水道事業管理者が指定する日までに提出するものとする。

19 入札参加資格の事後審査

(1) 次に掲げる審査項目については、事後審査を行う。

ア 前記3(3)ウに規定する現場代理人並びに前記3(3)エ及び(4)ウに掲げる技術者の要件

イ 本工事に配置する予定の技術者等の雇用及び他の建設工事の配置状況

ウ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況(前記3(2)シに掲げる要件)

エ グループ企業(前記3(2)コに掲げる要件)

(2) (1)ア(技術者等の雇用関係に係る要件を除く。)、イのうち他の建設工事の配置状況及びウについては(3)に掲げる事後審査書類の提出日現在において、アのうち技術者等の雇用関係に係る要件及びイのうち雇用状況については申請締切日現在において、エについては申請締切日から入札書提出締切日までの間において満たしていなければならないものとする。

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後5時(必着)までに、次のアからクまでの事後審査書類を理財・会計課に提出すること。

ア 事後審査に係る誓約書(共同企業体用)(様式5)

イ 技術者等の雇用が確認できるもの(原則として、下表2に規定するものに限る。)

(表2)

組織の形態		技術者等		確認書類(※1)(※2)
法人		従業員(代表者及び役員を含む。)		健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(初回交付分)の写し等(技術者等が被保険者のものに限る。)
		従業員が後期高齢者(※5)の場合		当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
		代表者が後期高齢者(※5)の場合		後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
		役員が後期高齢者(※5)の場合		後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
個人事業所	健康保険法における強制適用事業所(※3)任意適用事業所(※4)	従業員		健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(初回交付分)の写し等(技術者等が被保険者のものに限る。)
		従業員が後期高齢者(※5)の場合		当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
		代表者	以下のアからウまでに該当しない場合	国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
		ア	代表者が後期高齢者(※5)の場合	代表者の後期高齢者医療資格確認書の写し 技術者等の国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
個人事業所	健康保険法における強制適用事業所(※3)任意適用事業所(※4)	イ	同居の親族が後期高齢者(※5)の場合	代表者の国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し 技術者等の後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し

上記以外の 個人事業所		ウ	代表者及び同居の親族が後期高齢者(※5)の場合	代表者の後期高齢者医療資格確認書の写し 技術者等の後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	代表者			不要
	従業員			当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
	代表者 と同居の 親族	以下のアからウまでに該当しない場合		国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
		ア	代表者が後期高齢者(※5)の場合	代表者の後期高齢者医療資格確認書の写し 技術者等の国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
		イ	同居の親族が後期高齢者(※5)の場合	代表者の国民健康保険の「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し 技術者等の後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
		ウ	代表者及び同居の親族が後期高齢者(※5)の場合	代表者の後期高齢者医療資格確認書の写し 技術者等の後期高齢者医療資格確認書の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
	代表者			不要
※1 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(初回交付分)の写し等又は雇用保険被保険者通知書については、事業所名及び「資格取得年月日(被保険者となった年月日)」が確認できるものを提出すること。				
※2 被保険者等記号・番号等については、原則として、復元できない程度にマスキングを施した上で提出すること。				
※3 原則として、常時5人以上の従業員(代表者及び代表者と同居の親族を除く。)を使用する事業所				
※4 強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構(年金事務所)の認可を受けて適用事業所になった事業所				
※5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者				
※6 源泉徴収票が発行されていない場合は、当該従業員の所得税等について、源泉徴収する旨の手続を行っていることが確認できる書類(税務署等への届出書等)の写しを提出すること。				

ウ 技術者資格が確認できるもの(下表3に規定するものに限る。)

(表3)

配置する技術者の種類	確認書類
主任技術者	国家資格等を有していることが確認できるものの写し(各技術検定の合格証明書等)
監理技術者	監理技術者資格者証の写し(表裏両面)
※ 上記「国家資格等を有する者」に該当する場合で、当該資格が取得後に実務経験が必要となる資格(第2種電気工事士、給水装置工事主任技術者等)である場合は「国家資格等を有していることが確認できるものの写し」と併せて「技術者等経歴書(本市様式、堺市上下水道事業管理者あてのもの)」の提出を求める場合がある。	

エ 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書(本工事に配置する現場代理人又は主任技術者を、後記24(5)又は(6)の規定により兼任させる場合に限る。)

オ 一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書(様式9)

カ 組合員名簿、協会員名簿等の写し(組合や協会等の各種団体が落札候補者となった場合に限る。)

キ 技術者等配置不能届(様式11)(入札公告に定める要件及び後記24に定める事項を全て満たす技術者等の配置ができない場合に限る。)

ク その他入札公告等に規定する確認書類等

(4) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した場合で、理財・会計課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後5時までに、事後審査書類のうち理財・会計課が指定する書類を理財・会計課に提出すること。

(5) 事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、その旨を落札者に通知するものとする。ただし、低入調査を行う場合にあっては、事後審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者で、かつ、低入要領第6項第5号に規定する調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められた者を落札者として決定するものとする。

(6) 落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者(以下「事後審査不適格者」という。)が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

(7) 事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(6)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後5時までに理財・会計課へその旨を記載した書面を提出すること。

(8) 上下水道事業管理者は、落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しなかった者に対しては、入札参加停止を講じることができるものとする。

20 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

- (1) 落札候補者は、前記19(3)に定める期限までに、排除要綱第11条第1項に基づく誓約書(様式10)を、事後審査書類と合わせて提出すること。なお、(4)アに規定する下請負人等の誓約書は除く。
- (2) (1)に規定する誓約書を提出期限内に提出しない者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。
なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。
- (3) (2)に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(2)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後5時までに理財・会計課へその旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 下請契約(建設業に係る下請契約だけでなく、資材納入業者、廃棄物処分業者、運搬業者、警備業者、測量業者等との契約を含む。)については、下請契約締結後、速やかに次の書類を工事担当課へ提出すること。
ア 排除要綱第11条第1項に基づく下請負人等の誓約書(本市様式、堺市上下水道事業管理者あてのもの)
イ 下請負人等誓約書届出書(本市様式、堺市上下水道事業管理者あてのもの)
- (5) 上下水道事業管理者は、(1)又は(4)アの誓約書を提出しない者に対し、入札参加停止を講じることができるものとする。

21 入札参加資格を満たさなくなった落札候補者又は落札者について

- (1) 上下水道事業管理者は、開札から落札決定までの期間において、落札候補者である共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合は、その者が行った入札については無効とし、その旨の通知を行うものとする。
ア 3に掲げる要件(経審の点数に係るものを除く。)を満たさなくなった場合
イ 総合評価落札方式における技術評価に関し、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合
(ア) 加算点が付与された評価項目の評価基準について、入札参加者の責によりこれを満たさないことが明らかとなった場合
(イ) 加算点が付与された評価項目の評価内容について、入札参加者の責により履行できないことが明らかとなった場合
- (2) 上下水道事業管理者は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者である共同企業体の構成員が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウのいずれかに該当した場合は契約を締結しない。
ア 前記3に掲げる要件(前記3(2)カ及び経審の点数に係るものを除く。)を満たさなくなった場合
イ 入札参加除外を受けた場合(前記3(2)カ)
ウ 府警からの通報等があった場合(前記3(2)カ)

22 違約金に関する事項

落札者が(1)又は(2)に該当した場合は、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の消費税等相当額を加えて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額))の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
(1) 正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合
(2) 前記21(2)により契約を締結しない場合

23 契約保証に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1(低入調査の対象者を落札者とした場合においては10分の3)以上とする。
(1) 契約保証金の納付(現金又は銀行保証の小切手に限る。)
(2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補方式に限る。)
(5) 国債又は地方債の証券(評価額は額面金額(発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格)とする。)

24 技術者等について

(1) 技術者等の取扱いに関する用語の定義は、次のとおりとする。

ア 主任技術者

建設業法第26条に規定された主任技術者をいい、同法第7条第2号のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものとする。

(建設業法第7条第2号イからロまで抜粋)

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

イ 監理技術者

建設業法第26条に規定された監理技術者をいい、監理技術者講習履歴が印字された監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証履歴ラベルが貼付された監理技術者資格者証を有する者とする。なお、本工事に配置できる監理技術者は、一般財団法人建設業技術者センターに当該事業所が当該技術者を雇用していることを届け出ていることが確認できる者に限る。

ウ 補助技術者

低入調査の対象者を落札者とした場合における契約について、低入要領第11項第2号の規定により、本工事の配置予定技術者とは別に代表構成員から1人以上専任で配置する技術者をいい、前記3(3)エで定める技術者の要件と同一の要件を満たす者に限る。

エ 実務経験

主任技術者の資格を満たすために必要な実務経験をいい、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験であって、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその他見習いに従事した経験等も含まれる。ただし、ただ単に建設工事の雑務のみを行った経験は含まれない。なお、実務経験の建設業許可業種は、建設工事を請け負った際に技術者が実際に従事した工事の実務経験に係る建設業許可業種をいい、当該技術者の在籍している会社が請け負った際の建設業許可業種にかかわらず、当該技術者が実際に従事した工事の具体的な内容による。

(例) 技術者の在籍している会社が建設工事を機械器具設置工事業で請け負ったが、当該技術者は、当該工事において、主に電気工事部分を担当していた場合、その者の実務経験は、電気工事業の実務経験とみなすものとし、機械器具設置工事業の実務経験とみなさないものとする。

実務経験の期間（以下「経験期間」という。）は、具体的に建設工事に携わった期間を積み上げて合計した期間とし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しないものとする。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事の実務経験については、当該免状等の交付を受けた者等として従事した期間に限り経験期間に算入するものとする。

なお、一度、事後審査時に提出した技術者等経歴書に記入した期間や業種の変更は、次の事後審査申請以降、変更が認められない。

(例) 平成28年5月の事後審査において、平成24年5月から12月までの期間の配水管布設工事における実務経験について、「管工事」の実務経験として技術者等経歴書を提出した後、平成29年2月の事後審査において、同工事を「水道施設工事」の実務経験として技術者等経歴書に記載することはできない。

オ 常駐

技術者等が当該工事の作業期間中、発注者又は監督員との連絡に支障をきたすことのないよう、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

カ 専任

技術者等を常時継続的に当該工事に配置し、他の建設工事、業務その他の案件に係る職務との兼任を認めないことをいう。

キ 直接的かつ恒常的な雇用関係

技術者等と当該事業所との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ、一定の期間にわたり当該事業所に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されている正社員であることをいう。なお、在籍出向者、派遣社員、パートタイマー等（在籍出向者、派遣社員にあっては、次の(ア)から(エ)までのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合は除く。）は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者には当たらない。

(ア) 平成13年5月30日付国総建第155号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

(イ) 令和5年3月13日付国不建第601号（官公需適格組合における組合員からの出向の場合）

- (ウ) 令和6年3月26日付け国不建技第291号（企業集団内の出向の場合）
- (エ) 平成28年12月19日付国土建第357号（国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）
- (2) 総合評価落札方式における技術評価の評価項目のうち、「配置予定技術者の施工経験」（以下「技術者に係る評価項目」という。）において加算点が与えられている場合には、本工事に監理技術者として配置する技術者は、技術者に係る技術資料に記載した者でなければならない。ただし、ア、イ又はウに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 契約締結までの間に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等をいう。以下同じ。）により配置できない場合は、技術者に係る評価項目において、加算点を付与すべき評価基準（以下「技術者に係る評価基準」という。）を満たす者に限り、本工事に配置することができるものとする。
 - イ 契約締結までの間に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由により配置できない場合で、本工事の技術評価における技術評価点から技術者に係る評価項目の加算点を減じて算出した評価値を用いても、当該入札における順位に変動が生じないときは、技術者に係る評価基準を満たす者でなくても配置することができるものとする。この場合においては、堺市上下水道局工事成績評定要領（平成25年制定）に基づく工事成績の評定点（以下「工事成績評定点」という。）を減ずることとする。なお、技術評価における技術評価点から技術者に係る評価項目の評価点を減じて算出した評価値を用いたときに、当該入札における順位に変動が生じる場合は、理由の如何を問わず、技術者に係る技術資料に記載した者以外の者を配置することは認めないものとする。
 - ウ 契約締結日以後に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由又は受注者の責によらない契約事項の変更により変更する場合は、原則として技術者に係る評価基準を満たす者を本工事に配置しなければならない。なお、新たに配置する技術者が技術者に係る評価基準を満たす者でない場合は、工事成績評定点を減ずることとする。
- (3) 技術者等は、本工事の契約締結日から完成検査確認日までの間、本工事に配置されているものとする。
- (4) 技術者等は、本工事に専任するものとし、工事現場に常駐しなければならない。ただし、(9)に該当する場合は、この限りでない。なお、(5)又は(6)の規定により主任技術者又は現場代理人を兼任する場合は、当該主任技術者又は現場代理人に係る専任及び常駐を緩和するものとするが、兼任した工事のいずれかの現場に常駐することとし、また、兼任した工事以外の案件に係る職務との兼任は認められないので、注意すること。
- (5) 主任技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする（他自治体及び民間発注工事を含む。）。
 - (イ) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
 - (ロ) 工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。
 - (ハ) 次に掲げるa又はbを満たすこと。
 - a 事後審査書類提出時に既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。
 - b 本工事に配置した主任技術者を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合は、(8)の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。
 - イ アの規定により兼任配置した工事において、建設業法第26条の4に定める主任技術者の職務等を誠実に行われない場合は、兼任配置を解除するものとする。
 - ウ 本工事に監理技術者として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。
- (6) 現場代理人の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 次の要件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限る。
 - (イ) 本市（上下水道局を含む。）発注工事であること。
 - (ロ) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
 - (ハ) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
 - (ニ) 工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。
 - (ホ) 次に掲げるa又はbを満たすこと。

- a 事後審査書類提出時に既に工事に配置している現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
- b 本工事に配置した現場代理人を、本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事に兼任で配置させる場合は、（８）の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
- イ アの規定により兼任配置した工事において、工事請負契約書に定める現場代理人の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとする。
- ウ 本工事に監理技術者として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。
- （７）補助技術者の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 兼任を認めないものとする。
 - イ 補助技術者に係る確認については、前記１９に規定する事後審査時に行うものとし、低入調査の対象者である落札候補者は、前記１９（３）に定める期限までに、補助技術者届（本市様式・堺市上下水道事業管理者あてのもの）を、事後審査書類と合わせて理財・会計課に提出すること。
 - ウ 補助技術者における雇用関係及び技術者資格については、前記１９に規定する事後審査と同様の取扱いにより、確認を行うものとする。なお、補助技術者が配置できない場合については、前記１８（６）アただし書の規定により理財・会計課へ辞退を届け出るものとし、その届出をもって入札を無効とする。
- （８）本工事に配置した主任技術者又は現場代理人を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合、当該他の工事の契約締結前に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を理財・会計課に提出すること。
- （９）監理技術者又は主任技術者の専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに専任の補助技術者についても同様の取扱いとする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、技術者等の工事現場における常駐を要しないものとする。
- （１０）本工事に配置する予定の技術者等が、他の工事に配置されているときは、次の要件のいずれかを満たす場合に限り、配置を認めるものとする。なお、当該技術者等を他の工事に配置していることを理由に、届け出た技術者等を変更することは認められないので、他の工事に配置している技術者等を事後審査において届け出る場合は、他の工事の進捗状況を十分に把握した上で行うこと。
 - ア 本工事の本契約締結日までに、配置済みの工事の完成検査が終了する場合（ただし、特記仕様書等の書面で、本工事の現場施工に着手する日が明確になっており、技術者等として配置済みの工事が、単価契約による工事又は請負金額（税込）が４,５００万円（建築一式工事は９,０００万円）未満の工事であるときは、本工事の現場施工に着手するまでに配置済みの工事の完成検査が終了する場合とする。）。)
 - イ 本工事の本契約締結日までに、技術者等の変更により配置済みの工事に従事しなくなる場合（ただし、配置済みの工事が本市（上下水道局を含む。）発注の工事の場合は、本工事の入札参加申請締切日までに、技術者等の変更に必要な書類を提出すること。また、入札書提出締切日までに、配置済みの工事の技術者等の変更が認められない場合は、本工事の入札を辞退すること。）。)
 - ウ 本工事が、配置済みの工事の専任を要しない期間内に終了する場合（ただし、配置できる工事が国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルにおいて限定されており、申請ができない場合があるため注意すること。）。)
- （１１）本工事に配置する技術者等は、事後審査において届け出た技術者等でなければならない。ただし、真にやむを得ない理由として本市が認める場合（（２）ア又はイに該当する場合を除く。）はこの限りでない。
- （１２）本工事に配置した技術者等の変更の取扱い（（２）ウに該当する場合を除く。）については、真にやむを得ない理由若しくは受注者の責によらない契約事項の変更による場合又は工事工程上技術者等の変更が合理的な場合等として本市が認める場合に限り変更を認めるものとする。
- （１３）本工事にあっては、建設業法第７条に定める営業所技術者及び建設業法第１５条に定める特定営業所技術者を配置することはできないので十分注意すること。
- （１４）本工事に技術者等が適正に配置できない場合（事後審査において届け出た技術者等が配置できない場合を含む。）は、入札参加停止を講じることがあるため、申請は技術者等の入札参加資格、自社の技術者等の配置状況及び受注中の建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等の進捗状況等を十分に把握した上で行うこと。

25 グループ企業について

グループ企業とは、次の（１）から（３）までに掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者をいう。なお、基準については、堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」のペー

ジも併せて参照すること。

堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」

https://water.city.sakai.lg.jp/soshikikarasagasu/soumubu/rizaikaikei/jigyousha/youshiki/jougesuikieiyaku_top/sonotajouhou/kouji_sankaseigen.html

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

26 低入調査の対象者を落札者とした場合における措置について

建設工事に係る低入調査の対象者を落札者とした場合においては、低入要領第11項の規定により、次の措置をとるものとする。

(1) 堺市上下水道局工事技術検査要領（平成25年制定）に基づく中間技術検査を1回追加で実施することとし、工事担当課長は当該検査に必要な手続を行うものとする。

(2) 前記24（1）ウの規定による補助技術者を、本工事の配置予定技術者とは別に代表構成員から1人以上専任で配置するものとする。

(3) 工事担当課長は当該工事完了後速やかに、受注者から低入要領第11項第3号に規定する賃金の支払状況報告書を提出させ、調査資料の内容と相違する場合、ヒアリングを行い、理由等を確認するものとする。

(4) 契約規則第30条第1項に規定する契約保証金の額は、前記23の規定により、契約金額の10分の3以上の額とする。

(5) 本市との契約に係る工事請負契約書第53条第2項に規定する違約金の額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。

27 その他

(1) この調達に、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 本工事の入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。

(4) 入札参加者は、入札参加資格審査申請を行う前に必ず設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第2

- 73号)等の関係法令並びに契約規則及び堺市上下水道局一般競争入札参加者心得(郵便入札用)を遵守しなければならない。
- (5) 入札参加者は、設計図書等において、技術者等に関し入札公告に定める資格以外に別途必要な資格等の指示がある場合又は入札公告に定めていない技術者等について別途指示がある場合は、契約を履行する上で当該資格等及び技術者等が必要となることを十分に把握した上で申請を行うこと。
 - (6) 本工事の終期は、完成検査確認日とし、完成検査確認日当日までは、本工事等を受注しているものとみなす。
 - (7) 受注者は、入札参加停止を受けている者を本工事の下請負人又は再委託先とすることはできない。ただし、工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、下請契約又は再委託には該当しないものとする。
 - (8) 受注者は、入札参加除外を受けている者又は府警からの通報等があった者を落札した工事の下請負人又は再委託先とすることはできない。
 - (9) 入札参加者は、入札参加申請後、認定の通知を受けた後又は開札後等の時点において、前記3に掲げる要件を満たしていないことが明らかとなった場合は、速やかに理財・会計課に報告すること。
 - (10) 公開されている全ての入札参加者が、本工事の入札参加資格を満たしていたとは限らないので、留意すること。
 - (11) 第三者から入札参加者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、入札の結果如何にかかわらず、入札参加者の入札参加資格に関する調査を実施することができるものとする。

28 契約担当課

堺市上下水道局総務部理財・会計課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

電話 072-250-9139 FAX 072-250-9146

29 Summary

- (1) Subject of the contract: Dejima- Ishizu Line Sewer Pipe Construction Work (7-1)
- (2) Time-limit for qualification screening: Tuesday, November 18, 2025
- (3) Time-limit for submission of technical documents: 5:00 p.m. Monday, December 15, 2025
- (4) Time-limit for tender: 5:00 p.m. Thursday, January 8, 2026
- (5) Date and time of tender opening: 2:00 p.m. Thursday, January 22, 2026
- (6) Contract point: Finance and Accounting Division, General Affairs Department, Waterworks and Sewerage Bureau, Sakai City Government1-39-2 Mozuumekita-cho, Kita-ku, Sakai, Osaka, 591-8505 Japan TEL:+81-72-250-9139

総合評価落札方式（WTO簡易型）における技術評価に関する事項

- 1 次の工事は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める必要があるため、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（WTO簡易型）の適用工事とする。
石津出島流送線下水管布設工事（7-1）
- 2 技術資料の作成
 - （1）技術資料の一覧については、別表1を確認すること。
 - （2）技術資料の作成に要する費用は、入札参加者が負担すること。
 - （3）技術資料の作成に当たり質疑がある場合は、後記3で定める技術資料提出締切日の午前10時までに次の質疑先まで連絡すること。
（質疑先）
堺市上下水道局下水道管路部下水道建設課
電話 072-250-5406
担当 植田
 - （4）技術資料に虚偽の記載があれば、当該工事の入札参加を認めないものとし、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき入札参加停止を講じることがある。
- 3 技術資料提出締切日時
令和7年12月15日（月）午後5時
- 4 技術資料の提出方法
 - （1）技術資料の提出に当たっては、認定の通知を受け取ってから技術資料提出締切日時までの間に電子ファイルで提出すること。なお、技術資料を送付後、次の電話番号宛に到着確認の連絡を行うものとする。
（提出先）
堺市上下水道局総務部理財・会計課
電話 072-250-9139
メールアドレス rikai@city.sakai.lg.jp
担当 三原
 - （2）技術資料を提出するに当たっては、次の事項に留意すること。
ア 添付できるファイルの容量は10MB以内（メール本文を含む。）とする（10MBを超える場合はファイルを分割すること）。また、添付する書類の作成アプリケーションは、次のとおりとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。
なお、複数のファイルを送付する場合で、ファイルを圧縮する必要があるときは、4（1）の電話番号宛に相談すること。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word 又は Microsoft Word 互換ソフト	DOCX 又は DOC 形式
2	Microsoft Excel 又は Microsoft Excel 互換ソフト	XLSX 又は XLS 形式
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル テキストファイル（TXT 形式、RTF 形式） 画像ファイル（JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式）

イ 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。添付された書類にウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

なお、警告したにもかかわらず有効な処置を講ぜず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、入札参加停止要綱に基づき入札参加停止を講じることがある。

5 技術評価及び技術評価点の通知

- (1) 提出された技術資料については、別表2の評価基準に基づき評価を行う。なお、評価項目ごとに定める技術資料（簡易な施工計画に係る技術資料を除く。）の提出がない場合は、当該評価項目を除外し、技術評価を行う。ただし、簡易な施工計画に係る技術資料の提出がない者又は当該資料に記載がない者若しくはその記載内容が不適切である者の技術評価は行わないものとし、入札への参加を認めないものとする。
- (2) 技術評価点は、標準点（100点）と別表2の評価基準に基づき付与された加算点の合計との合算により算出する。
- (3) 技術評価点の通知は、令和8年1月9日（金）に郵便により発送する。
- (4) 技術評価点の通知について、疑義のある場合は、令和8年1月19日（月）の午後5時までに次の申立て先までその旨を記載した書面を持参により提出（郵便、電子メール及びファックスによるものは受け付けられないものとする。）すること。

（申立て先）

堺市上下水道局下水道管路部下水道建設課

所在地 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

電話 072-250-5406

担当 植田

- (5) 簡易な施工計画に係る技術資料の提出がない又は当該資料に記載がない若しくはその記載内容が不適切であることにより、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札を中止する。

6 評価内容の担保

- (1) 入札参加者は、本工事を受注した場合、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければならない。なお、履行状況については、本工事の施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。
- (2) 次のア・イの評価項目において、契約締結後、技術評価の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、当該評価項目の加算点を工事成績評定点から減ずることとする。

さらに、評価内容の不履行について、悪質と認められる場合は、入札参加停止等を行うものとする。

ア 簡易な施工計画に関し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

案件名称：石津出島流送線下水管布設工事（7－1）

提出書類一覧表

様式	様式名称	その他の添付書類
B－簡	技術評価申請書（WTO簡易型）	（様式以外の添付書類は不要）
B－1	簡易な施工計画（工程管理に係る技術的所見）	左欄の様式に記載した内容について、別に説明用の図表がある場合は添付すること。（1枚）
B－2	簡易な施工計画（安全管理に留意すべき事項）	
B－3	簡易な施工計画（施工上配慮すべき事項）	
C－1	企業の施工能力（ISO等の認証取得）	次のア又はイの書類 ア ISO登録証及び付属書の写し イ エコアクション21登録証の写し ※契約先名称及び所在地等が明記されている部分を添付すること。 ※ア及びイの両方を取得している場合は、それぞれの書類を添付すること。
C－2	企業の施工能力（企業の施工実績）	次のア又はイ、ウのいずれかの書類 ア コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムをいう。以下同じ。）の竣工登録の登録内容確認書及び工事实績データの写し又はコリンズの竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテの写し イ 契約書の写し又は施工証明書（対象工事について、コリンズに竣工登録のない場合に限る。また、工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印（契約内容を記録した電磁的記録の場合は、関係法令に規定する必要となる措置を講じていること。以下同じ。）が確認できるものに限る。共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。） ウ 当該工事の具体的内容（工種、構造、数量・数値等）が確認できる仕様書、図面等の資料（コリンズの登録内容、契約書の写し又は施工証明書において、当該工事内容が確認できない場合に限る。）
C－3	配置予定技術者の能力（配置予定技術者の施工経験）	次のアからエまでのいずれかの書類 ア コリンズの竣工登録の登録内容確認書及び工事实績データの写し又はコリンズの竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテの写し イ 契約書の写し又は施工証明書（対象工事が、コリンズに竣工登録のない場合に限る。また、工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。） ウ 当該工事の具体的内容（工種、構造、数量・数値等）が確認できる仕様書、図面等の資料（コリンズの登録内容、契約書の写し又は施工証明書において、当該工事内容が確認できない場合に限る。） エ 当該工事への従事を証明する氏名及び従事した役割（監理技術者、主任技術者）及び従事期間が記載されている施工体系図等の写し又は当該工事の発注者からの証明書（コリンズの登録内容、契約書の写し又は施工証明書において、当該工事内容への従事期間が確認できない場合に限る。また、元請であること及び契約書の写し等が原本と相違ないことを明示し、工事名称及び配置技術者氏名、発注者名、従事役職（監理技術者等）、工期、従事期間、工事内容の記載及び発注者の代表印の押印があるもの）

<注意事項>

- (1) 様式及び添付書類に不備があるときは、評価を行わない場合があるので注意すること。
- (2) 様式及び添付書類の内容等について疑義がある場合は、ヒアリングを実施することがある。
- (3) 添付書類はイメージスキャナで画像ファイル、PDFファイルに変換し、又はデジタルカメラで画像ファイルに変換したものを添付すること。

案件名称：石津出島流送線下水管布設工事（7－1）

評価項目及び評価基準

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
簡易な施工計画※1	工程管理に係る技術的所見	①各工種において工期短縮につながる方策、 ②工程管理に遅れが生じた場合、遅れを取戻す方策について、技術的所見をそれぞれ記入すること。※3 ・全体の工程管理を踏まえて、具体的に記入すること。	特に考慮すべき事項が適切に記載されている。	3. 0	B－1
			おおむね適切に記載されている。	1. 5	
			妥当性、適切性に欠ける記載が多い。	0. 0	
			不適切である。（未記載・添付漏れを含む。）	欠格※2	
	安全管理に留意すべき事項	シールド工の施工における ①安全管理、 ②周辺の生活環境への配慮について、 留意すべき事項をそれぞれ記入すること。※3 ・現場条件を踏まえて、具体的に記入すること。	特に考慮すべき事項が適切に記載されている。	4. 0	B－2
			おおむね適切に記載されている。	2. 0	
			妥当性、適切性に欠ける記載が多い。	0. 0	
			不適切である。（未記載・添付漏れを含む。）	欠格※2	
	施工上配慮すべき事項	シールド工で長距離施工を行うに当たり、確実な施工が行えるよう配慮すべき事項について記入すること。※3 ・本工事の特性を踏まえ、具体的に記入すること。	特に考慮すべき事項が適切に記載されている。	3. 0	B－3
			おおむね適切に記載されている。	1. 5	
			妥当性、適切性に欠ける記載が多い。	0. 0	
			不適切である。（未記載・添付漏れを含む。）	欠格※2	

※1 簡易な施工計画は、設計図書の示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求め、適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。

※2 欠格である場合は、当該入札への参加を認めないものとする。

※3 提出様式の枚数は評価項目ごとに1枚とする。ただし、図表を添付する場合は図表用としてさらにもう1枚提出することは認める。指定枚数を超えて提出した場合は、当該評価項目に対する加算点は0点とする。

当評価項目に係る技術資料の作成に当たっては、「簡易な施工計画の記載要領」を参考にすること。

※4 提出様式の記載において、提出者名の表示やその提出者を特定できる表現は記入しないこと。

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
企業の 施工能力	ISOの認証取得	技術資料提出締切日時点における、本市との契約先となる本店又は支店等での、 ISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の 取得状況 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の取得状況を評価対象とする。	ISO9000シリーズ 及びISO14001等 (ISO14001又は エコアクション21)の両 方を取得している。	1.0	C-1
			いずれかを取得している。	0.5	
			いずれも取得していない。	0.0	
	企業の施工実績	平成22年4月1日から技術資料提出締切日時点までに元請として完成した「外 径1000mm以上のシールド工事」における企業の施工実績 また、共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員の施工経験に限る。 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の施工実績を評価対象とする。	3回以上	3.0	C-2
			2回	2.0	
			1回	1.0	
			いずれにも該当しない。	0	

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験	平成22年4月1日から技術資料提出締切日時点までに元請として完成した「外径1000mm以上のシールド工事」における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験 また、共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ・工事期間のうち、1/2以上従事した期間を評価する。 ・「現場代理人（有資格）」とは、過去従事した工事の着工日以前において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・配置予定技術者は、入札公告等で定める資格要件を満たしていること。 ・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。 ・本工事の入札参加者ではない元請のもとでの実績も含む。	3回以上	3.0	C-3
			2回	2.0	
			1回	1.0	
			いずれにも該当しない。	0	

<注意事項>

- (1) 様式及び添付書類に不備があるときは、評価を行わない場合があるので注意すること。
- (2) 様式及び添付書類の内容等について、疑義がある場合はヒアリングを実施することがある。
- (3) 添付書類はイメージスキャナで画像ファイル、PDFファイルに変換、又はデジタルカメラで画像ファイルに変換したものを添付すること。
- (4) 施工実績については、対象物件の発注者に問い合わせるなど、事実確認を行う場合がある。